

独立行政法人農林漁業信用基金平成26年度年度計画

独立行政法人農林漁業信用基金（以下「信用基金」という。）は、主務省より指示された中期目標を踏まえて策定した中期計画を達成すべく、平成26年度において、以下の年度計画に従い、業務を実施するものとする。

第1 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置

1 事業の効率化

- (1) 事業費（保険金、代位弁済費、回収奨励金、求償権管理回収助成及び求償権回収事業委託費）については、以下の点など支出の要否及び支出方法等について検討し、効率化を期する。この場合、経済情勢、国際環境の変化、災害の発生、法令の変更等外的要因により影響を受けることについて配慮する。
 - ・ 農業・漁業の信用基金協会（以下「基金協会」という。）との事前協議の徹底、部分保証の実施による保険金支払いの低減
 - ・ 引受審査の厳格化等による代位弁済の抑制
 - ・ サービサーの活用等による求償権回収については、費用対効果を検証し、求償権回収事業委託費を効率的に支出
- (2) 農業・漁業信用保険業務及び林業信用保証業務については、「第3 財務内容の改善に関する事項」に記載している引受審査の厳格化等、モラルハザード対策の取組を着実に実施する。
- (3) 共済団体等に対する貸付業務については、信用基金の貸付けがセーフティネットであることを踏まえ、大災害時等の緊急的な対応を除き、信用基金から共済団体等に対して、民間金融機関から融資を受けるよう促す。
- (4) 林業寄託業務については、貸付枠を引き続き17億円とするとともに、寄託原資について、3.2億円を政府出資により調達するとともに、寄託金に係る繰上償還額を踏まえ、長期借入金を抑制する。
- (5) 農業信用保険業務及び漁業信用保険業務の対象資金については、「民でできることは民で」という考え方を踏まえつつ、検討会において、これまでの検討結果を踏まえ、引き続き、検討を行う。

2 信用リスクに応じた保証・保険料率の導入

農業信用保証保険業務について、農業における事業の特性を踏まえつつ、借入者の信用リスクに応じた保証・保険料率の中期目標期間内の速やかな導入に向けて、検討する。

農業信用基金協会を交えた検討会において、借入者の信用リスク定量化に係る課題・手法等の整理を踏まえ、システム構築に係る企画・開発に取り組む。

3 業務運営体制の効率化

- (1) 業務の質や量に対応した組織体制・人員配置の見直しを行い、業務運営の効率化を行う。
- (2) 職員の能力の向上を図るため、研修計画に基づき各種研修を効果的に実施する。
 - ア. 養成研修
 - ・新規採用研修
 - ・一般職員研修
 - ・課長級研修
 - イ. 能力開発研修
 - ・専門研修
 - ウ. 法令遵守意識啓発研修

4 経費支出の抑制

- (1) 業務の見直し及び効率化を進め、すべての支出について、当該支出の要否を検討するとともに、以下の措置を講じること等により、一般管理費（人件費、租税公課及び特殊要因により増減する経費を除く。）の節減を行う。
 - ① 役職員に対し、費用対効果などのコスト意識を徹底させる。
 - ② 外部委託の推進を図るなど業務実施方法を見直す。
 - ③ 部署別の予算配分、予算執行の期中管理など予算の適正な執行管理を徹底する。
- (2) 人件費（退職手当及び法定福利費を除く。また、人事院勧告を踏まえた給与改定部分を除く。）については、政府における総人件費削減の取組を踏まえつつ、適切に対応する。
- (3) 給与水準については、国家公務員の給与水準を十分考慮し、手当を含め役職員給与の在り方について厳しく検証した上で、対国家公務員地域・学歴別指数（地域・学歴別法人基準年齢階層ラスパイレス指数）が中期目標期間中は、毎年度100を上回らない水準とし、給与水準の適正化に取り組むとともに、検証結果や取組状況を公表し、国民に対して納得が得られる説明を行う。

5 業務実施体制の強化

内部統制の実施状況について、監事監査の重点事項として監査を受けた上で、その結果等を踏まえてガバナンスを改善するとともに、業務実施体制の強化のため、次の事項を実施する。

また、「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（平成25年12月24日閣議決定。以下第7の1(2)において「基本方針」という。）を踏まえ、金融業務を実施する上でのリスクを特定し、その管理態勢の整備について検討する。

(1) 内部監査の充実

業務の適正化を図るため、内部監査規程及び内部監査マニュアルに基づき、監事と連携しつつ、内部監査年度計画に従い信用基金の各業務について内部監査を

適切に実施する。

また、内部監査の実施にあたっては、内部監査チェックリストを準備するとともに、指摘事項（要改善事項）の改善が速やかに図られるようフォローアップを適切に実施する。

(2) 内部統制機能の強化

ア 業務の適正な執行を図るため、コンプライアンス・プログラムに基づき、外部の有識者の専門的知見も活用しつつ、コンプライアンス委員会を中心にコンプライアンスの推進に向けた取組を適切に実施する。

特にコンプライアンス・マニュアルの職員への一層の周知に努めるとともに、コンプライアンス・チェックの適切な実施・フォローに努める。

イ 業務の適正化を図るため、部室が所掌する事務の自主的な点検及び職員からの業務改善提案に対する取組を適切に実施する。

ウ 目標管理を取り入れた適切な人事評価を定着させるとともに、業務遂行へのインセンティブの向上を目指して、業績及び勤務成績等を給与・退職金等に確実に反映させる。

(3) 評価・分析の実施

事業ごとの厳格かつ客観的な評価・分析を四半期毎に実施し、その結果を着実に業務運営に反映させる。

(4) 情報セキュリティに配慮した業務運営の情報化・電子化の取り組みについて、業務運営の効率化と情報セキュリティ対策の向上を図るため、次の事項を推進・実施する。

ア 政府機関統一基準群を含む政府機関における一連の対策を踏まえ、適宜、信用基金の情報セキュリティ規程等の見直し等を行うこととし、情報セキュリティ対策の実施状況自己点検を引き続き実施し、点検結果について改善措置等のフォローアップを実施する。

イ 緊急時を含め、農林水産省・財務省との実効性のある連絡体制を整備し、情報セキュリティ上の課題について、農林水産省・財務省との情報交換を積極的に行う。

特に、事故・障害等が発生した場合は、速やかに農林水産省・財務省の情報セキュリティ責任者に連絡して適切な対策を実施する。

6 情報システムの整備

主要な情報システムについて、コストの削減、調達における透明性の確保及び業務運営の効率化・合理化を図る観点から、システムの改善に努める。

7 調達方式の適正化

調達に係る契約については、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」（平成21年11月17日閣議決定）及び国における取組（「公共調達の適正化について」（平成18年8月25日付け財計第2017号財務大臣通知））等を踏まえ、次の事項を着実に実施する。

- (1) 随意契約見直し計画に基づき、一般競争入札等（競争入札及び企画競争・公募）を着実に実施する。
- (2) 契約監視委員会及び契約審査委員会の活用等により、一般競争入札等について、真に競争性・透明性が確保される方法により実施されているか、随意契約の理由が妥当か等契約の適正な実施を図る。
- (3) 随意契約見直し計画を踏まえた取組状況をウェブサイト公表し、フォローアップを実施する。
- (4) 監事及び会計監査人による監査において、入札・契約の適正な実施についてチェックを受ける。

第2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

1 事務処理の迅速化

利用者の手続面での負担及び事務コストの軽減を図るため、以下の措置を講じて、事務処理の迅速化を実現する。

- (1) 保険引受審査・保険金支払審査、納付回収金の受納、貸付審査等の業務内容に応じ、利用者の利便性の向上に資する観点から、以下の標準処理期間内に案件の85%以上を処理する。

ア 保険通知の処理・保険料徴収	37日
イ 保険金支払審査	25日
ウ 納付回収金の受納	29日
エ 保証審査	7日
オ 代位弁済	135日
カ 貸付審査	
農業長期資金	償還日と同日付貸付
農業短期資金	月3回（5のつく日）
農業災害補償	4日
林業	3日
漁業長期資金	償還日と同日付貸付
漁業短期資金	8日
漁業災害補償	4日

- (2) 基金協会等関係機関との間で、保険引受審査、保険金支払審査等に係る情報の共有、意見調整を着実に行う。
- (3) 事務手続の明確化・簡素化など、業務処理の方法の見直しを行う。

2 国民一般や利用者に対する情報開示の充実及び利用者の意見の反映

- (1) 信用基金の業務の必要性、役割及び農林漁業者の事業活動への効果や成果について、国民一般や利用者を対象に、図表なども含めて分かりやすい形で幅

- 広く周知するなど情報開示の充実を促進する。
- (2) 各業務において、保険引受等の情報・データの取りまとめ、基金協会等関係機関への提供、パンフレット等を活用したPR活動の推進などの情報提供に取り組む。
 - (3) 信用基金の財務内容等の一層の透明性を確保する観点から、ホームページを活用して、決算情報・業務内容等に応じた適切な区分に基づくセグメント情報の開示を徹底する。
 - (4) アンケート調査等の実施により、信用基金の利用者の意見募集を幅広く定期的に行い、業務運営に適切に反映させる。また、独立行政法人農林漁業信用基金苦情対応要領に基づき、苦情への適切な対応を行う。
 - (5) 職員の勤務時間その他の勤務条件を規定した就業規則を公表する。

第3 財務内容の改善に関する事項

1 適切な保険料率・保証料率・貸付金利の設定

- (1) 保険料率・保証料率については、引受審査能力の向上等による適正な業務運営を行うことを前提として、農林漁業の特性を踏まえつつ、リスクを勘案した適切な水準に設定する。

このため、引き続き、業務収支の状況や保険事故等の発生状況の実態を踏まえ、料率算定委員会において保険料率・保証料率の水準を点検し、必要に応じて、保険料率・保証料率の見直しを行う。
- (2) 基金協会及び共済団体等に対する貸付金利については、貸付目的、市中金利等を考慮した適切な水準に設定する。

2 引受審査の厳格化等

- (1) 農業信用保険業務及び漁業信用保険業務において、基金協会の保証要綱等の制定・改正に伴う協議を実施する。また、大口保険引受案件及び大口保険金請求案件の事前協議を引き続き実施するとともに、事故率の高い資金等の事前協議の対象範囲の拡大について、引き続き、基金協会と検討・協議を行う。
- (2) 信用基金職員及び基金協会職員向けの保証審査・求償権管理回収に係る研修会を開催する。
- (3) 研修等による信用基金職員の資質の向上、現地協議の推進等により、信用基金の相談機能を強化する。
- (4) 林業信用保証業務においては、財務状況の的確な判断等による審査の厳格化、木材関係団体を通じた優良事業体への保証利用促進の働きかけ等による優良保証の確保、金融機関との情報共有の取組を講ずるほか、債務保証先の財務状況のフォローアップの在り方について専門家を交えた経営診断・指導等を引き続き実施する。また、中期目標期間中に部分保証の拡充、審査の厳格化などの多様な手法により収支均衡に向けて引き続き取り組む。

3 モラルハザード対策

- (1) 農業信用保険業務及び漁業信用保険業務について、金融機関におけるモラルハザード防止の観点から、農漁業者の負担や国庫負担の増加を避けることに留意しつつ、部分保証やペナルティー方式（代位弁済時等に一定額を金融機関が負担する方式）などモラルハザード防止対策に関して、導入効果を検証の上、引き続き実施するとともに、基金協会等との意見交換等の連携を深めながら部分保証の対象とすべき資金等について検討する。
- (2) 林業信用保証業務について、中期目標期間中に部分保証を拡充するなど、収支均衡に向けた取組を実施する。

4 求償権の管理・回収の強化等

- (1) ア．回収実績の向上と経費の効率化を図るため、基金協会との連携を強化するほか、債権回収業者（サービサー）等の活用による回収策については、平成25年度に改正された新たな回収委託基準に沿って実施する。
イ．平成26年度における回収金収入については、農業信用保険業務においては3,193百万円、林業信用保証業務においては346百万円、漁業信用保険業務においては506百万円をそれぞれ見込む。
- (2) 保険料・保証料、貸付金利息の確実な徴収に努める。

5 代位弁済率・事故率の低減

代位弁済率及び事故率については、中期目標期間中に保証契約・保険契約を締結した案件についての代位弁済率及び事故率を指標として、中期目標の達成に向けての進捗状況の把握に努める。この場合、代位弁済率・事故率は、経済情勢、国際環境の変化、災害の発生、法令の変更等外的要因により影響を受けることについて配慮する。

6 基金協会及び共済団体等に対する貸付け

基金協会及び共済団体等に対する貸付けについては、引き続き適正な審査を行うとともに、その回収については、確実な徴収に努める。

7 宿舎の廃止に関する計画

信用基金の保有する職員宿舎について、職員宿舎廃止に係る実施計画（平成25年6月20日付け独信基601平成25年度第50号）に基づき、入居者に対し平成28年3月末までの退去を求め、信用基金の宿舎を廃止する。入居者の退去に当たっては円滑な退去等に配慮する。

また、職員退去後の廃止宿舎の取扱いについて、検討を行う。

第4 その他業務運営に関する重要事項

長期借入金の条件

独立行政法人農林漁業信用基金法（平成14年法律第128号）第17条第1項（漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第196条の11第1項又は林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法（昭和54年法律第51号）第7条の規定により読み替えて適用する場合）の規定に基づき、信用基金が長期借入金をするに当たっては、市中の金利情勢等を考慮し、極力有利な条件での借入れを図る。

第5 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画

【別紙】

第6 短期借入金の限度額

平成26年度の短期借入金は、農業災害補償関係勘定において1,220億円、漁業災害補償関係勘定において110億円を限度とする。

第7 その他主務省令で定める業務運営に関する事項

1 人事に関する計画

(1) 人材の確保

金融、保険業務等の分野において高度な専門性を有する人材の確保に努める。

(2) 人材の養成

個々の職員の専門性の育成に配慮した人事管理を行うとともに、職員に対する研修制度の充実等により、民間企業等から採用した人材の専門的な知見を速やかに共有させ、専門性の高い人材の早期育成を図る。

また、基本方針を踏まえ、職員研修規程に、審査・回収等の金融業務機能の強化を図るための実施方針を定める。

2 積立金の処分に関する事項

各勘定の前中期目標期間繰越積立金は、それぞれ農業信用保険業務、漁業信用保険業務、農業災害補償関係業務及び漁業災害補償関係業務に充てることとする。

独立行政法人農林漁業信用基金 平成26年度 年度計画

1. 予算

(1) 収入

(単位：千円)

科 目	総 計					
		農業信用保険勘定	林業信用保証勘定	漁業信用保険勘定	農業災害補償関係勘定	漁業災害補償関係勘定
受入事業交付金	2,324,883	120,120	464,000	1,740,763	0	0
政府補給金受入	18,067	0	18,067	0	0	0
政府出資金	320,000	0	320,000	0	0	0
地方公共団体出資金	10,000	0	10,000	0	0	0
民間出資金	15,100	0	15,000	100	0	0
事業収入	137,894,736	33,363,251	9,800,720	22,523,127	55,154,812	17,052,824
運用収入	1,469,240	518,761	340,635	555,429	53,364	1,050
借入金	69,170,000	0	125,000	0	53,406,000	15,639,000
その他の収入	25,583	25,249	304	20	0	10
合 計	211,247,609	34,027,382	11,093,726	24,819,440	108,614,177	32,692,884

(2) 支出

(単位：千円)

科 目	総 計						
		農業信用保険勘定	林業信用保証勘定	漁業信用保険勘定	農業災害補償関係勘定	漁業災害補償関係勘定	
事業費	214,803,304	37,337,592	12,060,918	23,648,905	109,107,144	32,648,745	
運営経費	一般管理費	1,883,007	814,931	532,394	419,041	65,548	51,092
	直接業務費	299,411	177,751	70,288	43,411	5,204	2,755
	管理業務費	263,526	93,535	73,519	74,331	11,767	10,372
	人件費	1,320,069	543,644	388,586	301,298	48,577	37,963
合 計	216,686,312	38,152,523	12,593,312	24,067,946	109,172,692	32,699,837	

2. 収支計画

(1) 収益

(単位：千円)

科 目	総 計	農業信用保険勘定	林業信用保証勘定	漁業信用保険勘定	農業災害補償関係勘定	漁業災害補償関係勘定	
経常収益	政府事業交付金収入	5,074,769	3,477,907	464,000	1,132,862	0	0
	政府補給金収入	18,067	0	18,067	0	0	0
	事業収入	8,937,557	6,796,150	440,297	1,615,461	25,823	59,824
	財務収益	1,456,719	517,764	339,684	546,119	52,101	1,050
	雑益	6,583	6,249	304	20	0	10
臨時利益							
	償却債権取立益	10,572	0	10,572	0	0	0
	前中期目標期間繰越積立金取崩額	868,709	855,737	0	0	0	12,972
	当期総損失	1,272,820	0	1,392,389	0	0	0
	合 計	17,645,799	11,653,810	2,665,313	3,294,462	77,925	73,856

(2) 費用

(単位：千円)

科 目	総 計	農業信用保険勘定	林業信用保証勘定	漁業信用保険勘定	農業災害補償関係勘定	漁業災害補償関係勘定	
経常費用	事業費	13,531,802	10,770,552	20,000	2,741,248	1	1
	一般管理費	1,935,048	835,634	541,983	434,211	66,499	56,720
	直接業務費	299,427	177,751	70,288	43,427	5,204	2,755
	管理業務費	246,927	79,588	72,867	73,004	11,243	10,224
	人件費	1,388,693	578,294	398,827	317,779	50,051	43,740
	減価償却費	56,188	47,624	3,456	3,784	932	390
	財務費用	40,954	0	18,067	0	6,143	16,744
	引当金等繰入	2,081,806	0	2,081,806	0	0	0
	当期総利益	0	0	0	115,218	4,350	0
	合 計	17,645,799	11,653,810	2,665,313	3,294,462	77,925	73,856

3. 資金計画

(1) 収入

(単位：千円)

科 目	総 計					
		農業信用保険勘定	林業信用保証勘定	漁業信用保険勘定	農業災害補償関係勘定	漁業災害補償関係勘定
業務活動による収入	141,679,610	34,013,128	10,615,007	24,814,330	55,183,177	17,053,966
投資活動による収入	45,414	4,410	13,504	2,500	25,000	0
財務活動による収入	69,534,284	19,000	470,000	100	53,406,184	15,639,000
前年度からの繰越金	145,745,903	47,465,949	44,078,474	48,662,850	2,078,870	3,459,757
合 計	357,005,212	81,502,487	55,176,986	73,479,781	110,693,231	36,152,724

(2) 支出

(単位：千円)

科 目	総 計					
		農業信用保険勘定	林業信用保証勘定	漁業信用保険勘定	農業災害補償関係勘定	漁業災害補償関係勘定
業務活動による支出	147,034,976	38,146,088	11,994,540	24,067,204	55,766,362	17,060,780
投資活動による支出	16,403	13,914	564	1,272	514	138
財務活動による支出	69,644,000	0	599,000	0	53,406,000	15,639,000
翌年度への繰越金	140,309,831	43,342,484	42,582,882	49,411,304	1,520,354	3,452,804
合 計	357,005,212	81,502,487	55,176,986	73,479,781	110,693,231	36,152,724